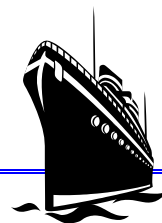


MSI Marine News

●海上保険の総合情報サイト **MARINE@vi** もぜひ、ご覧ください。 https://www.ms-ins.com/marine_navi/

トピックス



自動車運送事業の経営の「見える化」

自動車運送事業において人手不足や長時間労働が大きな課題となっていることに関連し、これまでも MSI Marine News において RPA や RFID タグを活用した物流の効率化（2018年11月7日号および2019年2月6日号）についてご案内しましたが、運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに、運転者を確保・育成していくことが重要な課題となっています。

そのためには、長時間労働の是正等の働き方改革に積極的に取り組む自動車運送事業者を求職者にとって「見える化」し、そのような事業者に求職者が安心して就職できるようにすることが有益と考えられています。今号では、長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者（「ホワイト経営」に取り組む事業者）の認証制度の検討動向についてご案内します。

1. ホワイト経営認証制度の概要

(1) 目的

- ①認証制度を通じ、認証事業者の労働条件・労働環境を求職者が容易に確認できるようにすることにより、自動車運送事業への就職を促進する。
- ②認証基準を満たすために自動車運送事業者が改善に取り組むことを通じ、
 - a. 労働条件・労働環境の向上を図る。
 - b. 自動車運送事業者の法令順守態勢や安全管理態勢の強化に資する。

(2) 検討の経緯

- ①自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議において決定された「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」の中で、2018年度中に長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者（「ホワイト経営」を実施する事業者）を認証する制度の設計について検討することとされました。
- ②これを受け、国土交通省自動車局に「自動車運送事業のホワイト経営の『見える化』検討会」が設置されました。
- ③検討会は自動車運送事業の業界団体や労働組合、国土交通省、厚生労働省などの代表者から構成されます。検討会は2018年6月・9月・1月の3回にわたって開催され、
 - a. ホワイト経営の認定項目・認証基準
 - b. 認証実施団体の要件、実施方法
 - c. 認証事業者のインセンティブ（認証マークの掲示など）、PR や推進方法などが論議されました。

(3) 主な認証項目の例

項目	認証項目の例
不適切事業者の排除	過去3年以内に労基法関係法令違反で送検なし 拘束時間、休日労働の限度違反等に係る行政処分を受けていない
労働時間・休日	労使協定等において、時間外労働の合計を年960時間以内に制限 連続勤務を10日以内に制限
心身の健康	法令で定められた健康診断以外の健康診断（脳・心臓・睡眠障害等）の実施
安心・安定	労働災害・通勤災害の上乗せ補償があるか
多様な人財の確保・育成	女性専用の施設整備（トイレ、休憩等）
自主性・先進性等	Gマークの保有／セーフティバスマーク／その他労働環境向上の取組

(4) 認証を取得することの運送事業者のメリット

- ① 認証事業者が自社の働きやすさや取組の状況を求職者に対して中立的・客観的評価として示すことにより、運転者の採用活動を円滑化。
- ② 取引先（荷主、旅行業者等）からの信頼の向上。

2. 総合物流施策推進プログラムの検証および見直し

(1) 今後の物流施策や物流行政の指針を示した「総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）」に基づき、今後推進すべき具体的な物流施策をとりまとめた「総合物流施策推進プログラム」が国土交通省・経済産業省により2018年1月に策定されました。

(2) 2019年3月に取組状況が検証され、物流を取り巻く状況の変化を踏まえて、取組内容や工程に変更が必要な施策についてプログラムを改定するとともに、新たに7施策を追加されました。新たに追加された施策の中には「ホワイト物流」推進運動の展開ならびにホワイト経営の「見える化」が含まれ、次のように取り組むとされました。

① 「ホワイト物流」推進運動の展開

運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保し、経済成長に寄与するため、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化、女性や高齢層を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現に取り組む「ホワイト物流」推進運動を関係者が連携し、強力で推進する。

② ホワイト経営の「見える化」

長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者（「ホワイト経営」に取り組む事業者）の認証制度を創設する。

3. 施策の更なる強化

2019年1月に「自動車運送事業のホワイト経営の「見える化」検討会報告書（案）」が公表されました。同報告書によると認証実施団体のHPへの認証事業者の掲載、認証事業者の車両への認証マークの掲示、ハローワークでの認証事業者の周知、認証事業者の積極的な活用の推奨など、制度推進のためのインセンティブやPR方法が検討されています。関係省庁は上場企業等に対して「ホワイト物流」推進運動への参加を呼びかけており、今後は自動車運送事業者だけでなく、荷主とも連携を行いながら推進されていくものと考えられます。

<参考文献一覧>

国土交通省HP：<http://www.mlit.go.jp/index.html>

以 上